

平成30年度 池田町在宅介護者給付金について

1. 趣 旨

家庭において重度の要介護高齢者又は重度心身障害者の介護をしている方又は介護をしていた方に対して、介護者の孤立化の防止及び負担軽減を図り、心身共に健康に留意しながら介護に従事できるよう支援することを目的に、在宅介護者給付金を支給します。

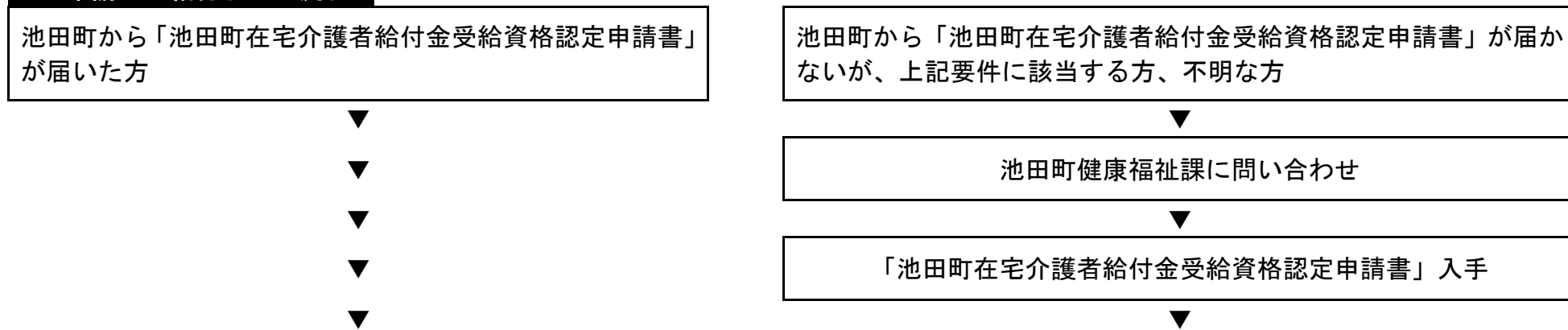
2. 支給概要

支 給 額	① 要介護者1人につき 年額30,000円 ② 介護をされている方の健康診断書を提出し、必要に応じて池田町の保健師からの指導に応じていただける方の場合 加算額3,000円
支 給 日	平成31年3月
申 請 期 間	平成31年2月1日 ~ 2月28日

3. 対象となる介護者

要介護者の要件	介護している期間の要件
① 重度介護高齢者 65歳以上で下記の要件がいずれかに該当する方 ・要介護4～5の要介護認定者 ・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上 (介護認定時の認定調査) ※主治医意見書に記載してある認知症自立度が条件を満たしていれば対象となりますので池田町地域包括支援センターへお問い合わせください。	●平成30年12月31日(基準日)において、要介護者と同居している介護者 ※期間中に要介護者が亡くなっていても対象となります ●基準日前1年間(平成30年1月1日～12月31日)に要件が該当する期間中に、介護していた期間が6ヶ月以上(180日以上)ある介護者 ●但し、入院、施設入所により在宅介護が中断した場合、当該中断期間を除いて介護した期間を通算するものとする。この場合180日をもって6ヶ月とみなします。
② 重度心身障害者 ・特別障害者手当の受給者または障害児福祉手当の受給者	

4. 申請から給付までの流れ



<申請手続き>
「池田町在宅介護者給付金受給資格認定申請書」に必要事項を記入して下さい。(裏面の記入例参照)

申請する上でのポイント

※ 入院・施設入所により介護が中断した期間が分からない場合は、担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)などに確認し、間違いがないように記入してください。なお、虚偽の申請をされ、給付金を受給した場合、返還していただきます。

※ 介護者の健康増進を図ることを目的に健康診断書の結果を提出し、保健指導を受けることを承諾した方は加算額を支給します。

<申請方法>
同封してある池田町健康福祉課宛ての封筒(切手不要)に下記書類を入れてポストに投函して下さい。又は直接、池田町健康福祉課(池田町総合福祉センター やすらぎの郷内)窓口に提出して下さい。

池田町在宅介護者給付金受給資格認定申請書

介護者の健康診断書の写し

<支給について>
要介護者の要件と介護している期間の要件を審査後、支給決定者へ3月振込みにて支給します。

5. お問い合わせ窓口

池田町健康福祉課(池田町総合福祉センター “やすらぎの郷”) ☎0261-61-5000